

静岡産業大学客員教員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における客員教員に関し、必要な事項を定める。

(客員教員)

第2条 客員教員は、本学外の教育者、研究者またはそれに準ずる者であって、本学の教育・研究に深い関わりのある優れた業績または経験を有し、一定の期間、連続的あるいは非連続的に、本学において教育・研究を行う者に対して委嘱する。

2 本学に客員教員の職位は、当該教員の職歴を参酌して、次の各号のいずれかとする。

- (1) 客員教授
- (2) 客員准教授
- (3) 客員講師
- (4) 客員助教
- (5) 客員研究員

(資 格)

第3条 客員教員は、本学の専任の教授、准教授、講師または助教に準ずる資格を有する者でなければならない。

(資格審査)

第4条 客員教員の選考は、当該学部の専任教授会が適任と認める者について、当該学部長が学長に推薦を行い、学長は理事長に内申するものとする。

(委 嘱)

第5条 理事長は、前条の規定により学長から内申のあった者を客員教員として委嘱することができる。

(委嘱期間)

第6条 客員教員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、委嘱契約を更新することができる。

2 委嘱は、原則として満71歳に達した年度末までとする。

(委嘱料等支給条件)

第7条 委嘱料等支給条件は、別に定める基準に基づき、契約時に決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正は、理事長の決裁を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成11年4月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。